

3 消 防 法

〔保安上建物等から保つ距離（保安距離）〕

<p>法 の 趣 旨</p>	<p>火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減するほか、災害等による傷疾者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的としています。</p>
<p>許可・届出の必要な行為</p>	<p>製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一部の一般取扱所の危険物施設は、住宅、学校等の建築物等（基準等の項目を参照）から当該施設の外壁又はこれに該当する工作物の外側までの間に、それぞれ当該建築物等について定める一定の距離(保安距離：基準等の項目を参照)を有することが必要です。</p>
<p>許可・届出の必要な区域</p>	<p>県内全域</p>
<p>受 理 権 者</p>	<p>所轄市町村長等 (本県の場合、設置又は変更しようとする施設が他県にまたがる場合総務大臣、それ以外は所轄の市長又は一部事務組合管理者のいずれか)</p>
<p>基 準 等</p>	<p>※距離は全て水平距離</p> <p>The diagram illustrates the required safety distances from a central facility (製造所, 屋内貯蔵所, 屋外タンク貯蔵所, 屋外貯蔵所, 一部の一般取扱所) to other structures:</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅: 10m 以上 重要文化財 重要有形民俗文化財 史跡等の建造物: 50m 以上 学校 病院 劇場 老人福祉施設等で危険物の規制に関する規則に定めるもの: 30m 以上 高圧ガス施設 液化石油ガス施設: 20m 以上 特別高圧架空電線 7,000V 超～35,000V: 3m 以上 特別高圧架空電線 35,000V 超: 5m 以上

<p>手続フローチャート (危険物施設の設置又は変更について)</p>	<pre> graph TD A[設置(変更)許可申請書 法§11①] --> B(許可 法§11②) B --> C(工事着工) C --> D[完成] D --> E(完成検査申請 法§11⑤) E --> F(完成検査 法§11⑤) F --> G(完成検査済証交) G --> H[使用開始] I[設置又は変更しようとする者] --> A I --> C I --> E I --> H J[所轄市町村等] --> B J --> F J --> G </pre>
<p>担当機関</p>	<p>原則として、所轄の消防本部又は消防署</p>
<p>備考</p>	<p>ただし、住宅、学校等の建築物等において不燃材料(建築基準法<昭和25年法律第201号>第2条第9号の不燃材料のうち、総務省令で定めるものをいう。)で造った防火上有効な塀を設けること等により、市町村長等が安全であると認めた場合は、当該市町村等が定めた距離を当該距離とすることができるなど保安距離については特例規定があります。</p>